

平28福個答申第13号  
平成29年1月16日

福岡市教育委員会 様  
(教育支援部健康教育課)

福岡市個人情報保護審議会  
会長 村上裕章  
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の訂正請求に係る訂正拒否決定処分に対する  
審査請求について (答申)

平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第2項の規定に基づき、平成27年11月24日付け教健第757号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

諮問第107号

『保有個人情報訂正決定通知書』の『保有個人情報の訂正の内容』欄の訂正拒否決定処分に対する審査請求

答 申

## 1 審議会の結論

『保有個人情報訂正決定通知書』の『保有個人情報の訂正の内容』欄に記載された個人情報（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った訂正拒否決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨及び経過

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る平成27年10月15日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

### (2) 審査請求の経過

- ① 平成27年9月10日、審査請求人は、実施機関に対し、平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、本件個人情報の訂正請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報訂正請求書に次のように記述している。

「平成○年○月○日付教健第1240号『保有個人情報訂正決定通知書』の『○月○日から登校していないため』の部分

欠席は、平成○年○月からの担任からの当該生徒への特異な言動による『執拗な嫌がらせ』を回避するためであり、当該生徒自身によるものではないため。学校側による『教育を受ける権利の侵害行為』のため。

（具体的には、通常の学校生活において、担任を介しての様々な妨害行為、長期欠席に係る文部科学省が言及している対処をまったく遵守しなかった点等々）」

- ② 平成27年10月15日、実施機関は、本件個人情報は、平成○年○月○日付け「学校給食人員変更届」の訂正内容をそのままの表現で記載したものであり、当該記載のみを訂正することはできないことを理由として、条例第36条第2項の規定により本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- ③ 平成27年11月5日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

## 3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

### (1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 平成○年○月○日付け「学校給食人員変更届」に係る「変更」について、私

(審査請求人)は、全く関知しておらず、学校長の独断で作成されたものである。この「学校給食人員変更届」は有効でないと認識している。

## (2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成28年11月16日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 本件訂正決定通知書は、審査請求人の子の給食停止に伴い、学校長から(財)福岡市学校給食公社に提出した変更届の備考欄に、その理由として、審査請求人の子が登校していない状態について、一般的に用いられる「不登校」という表現で記載したものについて、審査請求人から保有個人情報の訂正請求がなされたため、審査請求人の意向を尊重して「不登校」の表現を「〇月〇日から登校していないため」に訂正することとし、その決定内容を審査請求人へ通知したものである。
- ② また、審査請求人は、審査請求の理由として、変更届に係る「変更」について、審査請求人は全く関知しておらず、学校長の独断で作成されたものであり、変更届は有効でないと認識しているため本件処分は違法不当であるとしている。  
これは、審査請求人が変更届について独自の認識を述べたもので、本件訂正請求の内容と一致しておらず、審査請求の理由としては趣旨が不明であると言わざるを得ない。

## 4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

### (1) 本件個人情報の訂正の要否について

- ① 本件個人情報は、実施機関が保有する「平成〇年〇月〇日付け教健第1240号『保有個人情報訂正決定通知書』中、『保有個人情報の訂正の内容』欄に記載された『〇月〇日から登校していないため』の部分」である。
- ② 実施機関は、本件個人情報は、平成〇年〇月〇日付け「学校給食人員変更届」の訂正内容をそのままの表現で記載したものであり、当該記載のみを訂正することはできないことを理由に、本件処分を行っているため、当審議会では、本件個人情報の訂正の要否について検討する。
- ③ 「保有個人情報訂正決定通知書」中の「保有個人情報の訂正の内容」欄は、実施機関が訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする際、その訂正の内容について記載する部分である。
- ④ 当審議会が本件について確認したところ、実施機関は平成〇年〇月〇日付の審査請求人による保有個人情報の訂正請求を受け、「学校給食人員変更届」の備考欄に記載された「不登校」の文言を「〇月〇日から登校していないため」に訂正

していることが認められ、また当該訂正に基づき、「保有個人情報の訂正の内容」欄に本件個人情報を記載していることが認められる。

- ⑤ 以上のように、本件個人情報は、本件訂正の内容をそのままの表現で記載したものであり、その内容が事実ではないといえないことから、本件個人情報の訂正の理由があるとは認められない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成27年11月24日	実施機関から諮問
平成28年 2 月26日	実施機関から弁明意見書を受理
平成28年 4 月28日	審査請求人から反論意見書受理
平成28年10月26日（第174回審査請求部会）	審議
平成28年11月16日（第175回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
平成28年12月21日（第176回審査請求部会）	審議